

7 外国人特別選抜要領

1 外国人特別選抜の募集人員

各高等学校の課程別、学科別等の募集人員の発表に合わせて、「外国人特別選抜を実施する学校、学科の募集人員」を発表する。

なお、その募集人員は、入学許可候補者数の上限を示すものとし、一般募集の人員に含める。

2 学力検査

学力検査は、一般募集と同一時刻に、同一問題で行うものとする。

ただし、数学及び英語の2教科について実施し、国語、社会及び理科については実施しない。

3 面接

(1) 面接の準備

ア 調査書、外国人特別選抜適用申請書等の提出された書類の記載内容を検討し、面接の基礎資料を準備する。

イ 面接実施計画を作成し、質問内容、質問方法、評定の基準を定め、あらかじめ十分な打合せを行う。

(2) 面接方法

個人面接とする。

(3) 面接時間

原則として、志願者1人につき15分程度とする。

(4) その他

3 (111ページ) に準ずる。なお、面接に当たっては、志願者の海外における生活及び日本での学習状況等について、十分に配慮する。追検査についても同様に実施する。

4 特色検査

特色検査を実施する学科・コース等においては、外国人特別選抜に志願する者に対して、

4 (114ページ) に従い、特色検査を実施する。

5 選抜

一般募集の選抜とは別途に行う。

その際、学力検査の得点の合計、調査書の得点、面接の得点及び特色検査（実施する場合）の得点を資料として、当該高等学校、学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行い、各高等学校で取扱いを定める。

6 選抜に当たっての配慮事項

- (1) 志願者の海外での生活及び日本での学習状況等を十分に配慮し、外国人特別選抜の募集人員を満たすように努める。
- (2) 外国人特別選抜の募集人員を満たすことができないときは、一般募集による志願者を入学許可候補者とする。
- (3) 志願者数が外国人特別選抜の募集人員より多く、かつ当該高等学校、学科等の教育を受けるに足る能力・適性等があると判定されるときは、高校教育指導課長と協議の上、その募集人員を超えて入学許可候補者とすることができる。
- (4) 志願先高等学校長は、必要に応じて、調査書の内容等について、出身中学校長等に照会することができる。
- (5) 2つ以上の学科を有する学校において第2志望を認めたときは、各高等学校の実情に応じて選抜する。